

第1章 行橋市の概況

1. 自然的概況

(1) 地勢・地形

◇本市は、福岡県の北東部に位置し、東西約 14km、南北約 9 km、総面積は 70.06km²の市域を有しており、東は波静かな周防灘に面し、西はカルスト台地が広がる平尾台の一部となる山地、南西は青い城壁とうたわれた御所ヶ谷や馬ヶ岳の丘陵地を擁しています。

◇市内最高地点は最西端の 442m で、標高 50m 以上の山塊は西部と南西部や海岸部の丘陵地に僅かに見られるだけで、市域の大部分は、50m 以下の河川が形成した三角州性沖積低地が広がり、傾斜度 3 度未満の平坦地となっています。

◇広大な平坦地は、市街地や集落地、米作や果樹園などの農用地に利用されています。

◇市内には、長峽川、今川、祓川をはじめとする 26 河川が流れ、周防灘に注いでいます。

◇山地が浅いため、丘陵地等の麓には多くのため池が点在し、農業用水として利用されるとともに、身近な水辺景観を形成し、多くの生き物の生息・生育地ともなっています。

◇海岸部には、蓑島山、硯山などの標高 100m 前後の丘陵群が点在しており、緑のランドマークとなっているものの、市街地部が広く平坦なことから、これらの丘陵地が遮る形となり、市街地から海岸線を望むことはできません。

■標高区分図



(2) 自然・歴史・文化的資源

◇本市には、今川や蓑島・長井浜、御所ヶ谷の田園風景など、多くの自然的資源が存在しています。また、国指定の史跡である御所ヶ谷神籠石や県指定史跡であるビワノクマ古墳、市指定史跡である椿市廃寺跡など、数多くの歴史的・文化的資源も残されており、これらは本市の特徴を知る貴重な資料となっています。

◇これらの資源の中には、市民の認識の高いものや旧百三十銀行行橋支店のように有効に活用されているものもあります。しかしながら、小規模のものは市民の認識度も低く、有効な活用がなされていない状況です。

◇今後は、市民が身近に歴史・文化にふれることのできる環境を整備するとともに、景観資源として捉え、周辺を含めた良好な景観の形成を進める必要があります。

■指定文化財の状況（令和元年6月4日現在）

指定	種別	名称	所在地	指定年月日
国	重要文化財(考古資料)	福岡県稲童古墳群出土品	行橋市中央一丁目9番3号 行橋市歴史資料館	平成27年9月4日
国	重要無形民俗文化財	豊前神楽(稲童神楽)	行橋市大字稲童 安浦神社	平成29年4月15日
		豊前神楽(今井神楽)	行橋市大字今井 熊野神社	
		豊前神楽(道場寺神楽)	行橋市大字道場寺 北山神社	
		豊前神楽(元永神楽)	行橋市大字元永 今井津須佐神社	
	史跡	御所ヶ谷神籠石	行橋市大字津積 みやこ町勝山大久保・犀川木山	昭和28年11月14日 平成10年9月11日
県		福原長者原官衙遺跡	行橋市南泉一丁目142番3外	平成29年10月13日
	有形(建造物)	旧百三十銀行行橋支店	行橋市大橋三丁目7番14号	平成15年2月5日
	有形(工芸)	梵鐘	行橋市大字今井1802 浄喜寺	昭和41年10月1日
	有形(歴史資料)	仏山塾関連資料	行橋市大字上稗田553	昭和55年3月1日
	有形(考古資料)	稲童古墳群第8・15・21号墳出土品	行橋市中央一丁目9番3号 行橋市歴史資料館	平成24年3月29日
	無形民俗	今井祇園行事	行橋市大字今井・元永	昭和35年1月12日 昭和51年4月24日
		下検地楽	行橋市大字下検地 王野八幡神社	昭和35年11月13日 昭和51年4月24日
	史跡	ビワノクマ古墳	行橋市大字延永字ビワノクマ	昭和30年9月6日
		仏山塾(水裁園)跡	行橋市大字上稗田553	昭和32年8月13日
	天然記念物	御所ヶ谷のヒモヅル自生地	行橋市大字津積	平成24年3月26日
市	有形(建造物)	旧飴屋門	行橋市行事五丁目5番3号	平成13年10月1日
	有形(絵画)	絹本著色親鸞聖人像 附 裏書	行橋市大字今井1802 浄喜寺	平成30年7月4日
		絹本著色親鸞聖人絵伝	行橋市大字今井1802 浄喜寺	平成30年7月4日
		紙本著色良慶上人像	行橋市大字今井1802 浄喜寺	平成30年7月4日
	有形(彫刻)	木造八幡神坐像	行橋市神田町8番1号 正八幡神社	平成17年11月1日
		木造如意輪観音坐像	行橋市大字下津熊1013 大儀寺	令和元年6月4日
	有形(古文書)	国作手永大庄屋御用日記	行橋市中央一丁目9番3号 行橋市歴史資料館	平成19年8月10日
	有形(歴史資料)	大橋村 行事村 宮市村見取図	行橋市中央一丁目9番3号 行橋市歴史資料館	平成17年11月1日
	有形(考古資料)	馬場代2号墳出土品	行橋市中央一丁目9番3号 行橋市歴史資料館	平成30年7月4日
	有形民俗	郡境標柱	行橋市大字大谷2133	昭和48年7月1日
		郡境標柱	行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所駐車場	昭和48年7月1日
		郡境標柱	行橋市中央一丁目9番3号 行橋市歴史資料館	昭和48年7月1日
		道路標柱	行橋市大字天生田	昭和48年7月1日
		蓑島百手祭	行橋市大字蓑島	昭和48年7月1日
		絵馬「張良吹簫散楚兵」	行橋市行事七丁目17番1号 正ノ宮正八幡神社	平成21年12月1日
		入覚念仏楽	行橋市大字入覚	平成25年11月1日
		隼人塚古墳	行橋市大字高瀬239	昭和48年7月1日
	史跡	八雷古墳	行橋市大字長木758	昭和56年2月2日
		椿市廃寺跡	行橋市大字福丸393ほか	昭和56年2月2日
		稲童1号掩体壕	行橋市大字稲童1095-17ほか	平成14年12月2日
		守田蓑洲旧居	行橋市大字沓尾181	平成20年8月1日
		馬ヶ岳城跡	行橋市大字大谷897-1ほか	平成25年11月1日

2. 社会的概況

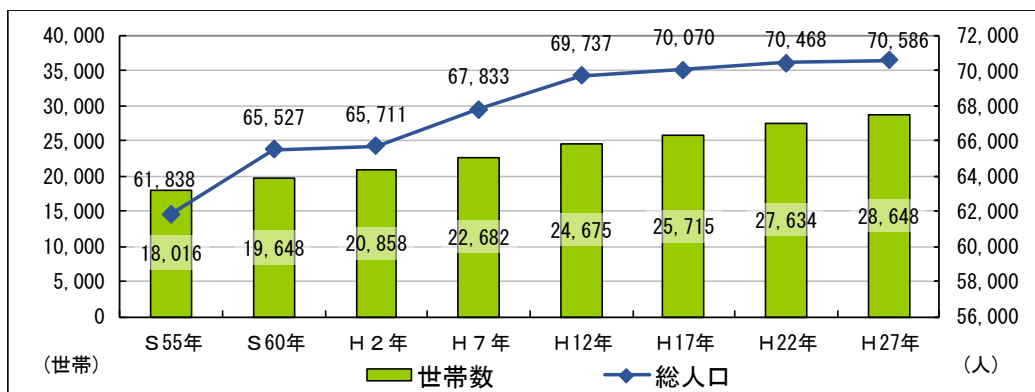
(1) 人口・世帯数

- ◇平成 27 年 10 月現在の国勢調査総人口は 70,586 人、世帯数は 28,648 世帯となっています。
- ◇人口及び世帯数は、依然として増加傾向にあるものの、人口は平成 17 年以降の増加数に鈍化が見られ、平成 27 年の対前回増加率は 0.2%と横ばい状態に近い状況となっています。
- ◇平成 27 年の世帯あたりの人員は、2.46 人／世帯となっており、福岡県全体の世帯あたりの人員 2.32 人／世帯は上回っているものの、一貫して減少傾向を見せており、確実に核家族化や単身世帯の増加が進行しています。
- ◇行橋市人口ビジョンによると、本市は合計特殊出生率が全国及び福岡県に比べ高い傾向にあるものの、近年は社会増の値が小さくなったことと出生数の伸び悩みが人口増加を阻んでいると分析しています。

■人口及び世帯数の推移

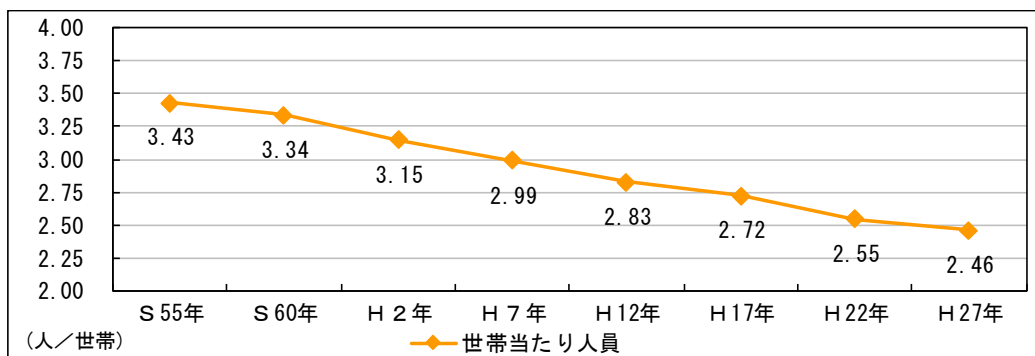
年 次	世帯数 (世帯)	人口			対前回 人口増加率 (%)	世帯当り 人員 (人/世帯)	市域面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
		総数 (人)	男 (人)	女 (人)				
昭和55年	18,016	61,838	29,400	32,438	-	3.43	68.65	900.8
昭和60年	19,648	65,527	31,164	34,363	6.0	3.34	68.65	954.5
平成2年	20,858	65,711	30,952	34,759	0.3	3.15	69.79	941.6
平成7年	22,682	67,833	31,944	35,889	3.2	2.99	69.80	971.8
平成12年	24,675	69,737	32,834	36,903	2.8	2.83	69.83	998.7
平成17年	25,715	70,070	32,877	37,193	0.5	2.72	69.83	1,003.4
平成22年	27,634	70,468	33,259	37,209	0.6	2.55	69.83	1,009.1
平成27年	28,648	70,586	33,506	37,080	0.2	2.46	70.05	1,007.7

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）



■世帯当り人員の推移

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(2) 年齢3区分別人口

◇本市の平成27年国勢調査による年齢3区分別人口は、年少人口9,592人(13.6%)、生産年齢人口41,059人(58.3%)、老年人口19,770人(28.1%)、年齢不詳165人となっています。

◇推移を見ると、総人口の増加にもかかわらず、年少人口は出生数の伸び悩み等により減少傾向にあり、本格的な少子化の時代を迎えています。また、生産年齢人口も平成12年をピークに減少傾向に転じています。

◇老年人口は、総人口の伸び率を大きく上回り、平成7年の10,331人から約2倍近くの19,770人に増加しており、高齢化の進行が顕著に見られます。

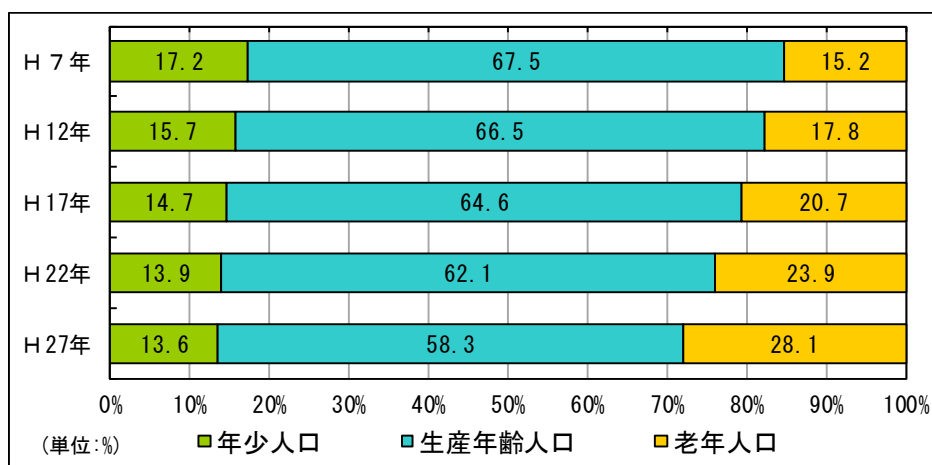
◇今後は、高齢化による活力の低下や財政負担などへの影響が懸念されており、少子・超高齢社会に対応したまちづくりや各方面の取り組みの充実を図る必要があります。

■年齢3区分別人口の推移

項 目	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)
年少人口	11,689	17.2	10,925	15.7	10,321	14.7	9,807	13.9	9,592	13.6
生産年齢人口	45,813	67.5	46,384	66.5	45,243	64.6	43,686	62.1	41,059	58.3
老年人口	10,331	15.2	12,428	17.8	14,505	20.7	16,843	23.9	19,770	28.1

※年齢不詳は除く

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 産業構造

①産業別就業人口

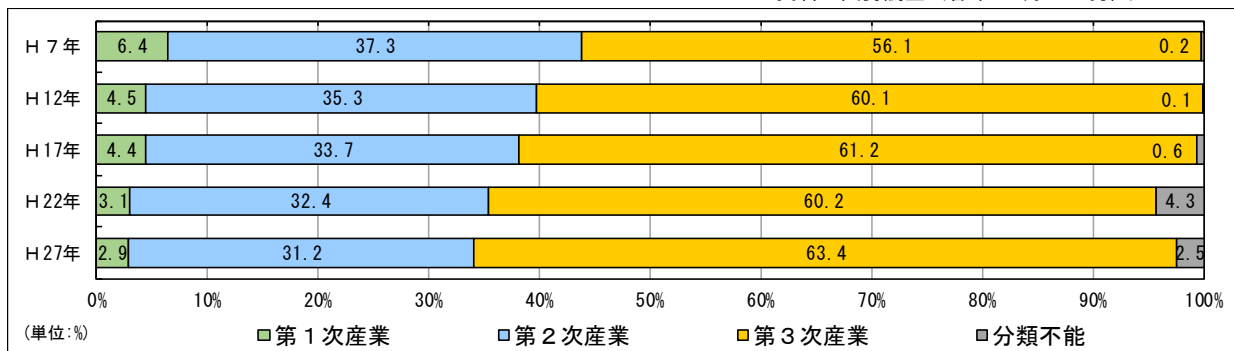
◇本市の産業構造を産業別就業人口で見ると、平成 27 年の総人口が対前回増加率 0.2%で漸増している中、就業人口総数は平成 12 年をピークに減少傾向を見せており、平成 27 年では対前回減少率 2.7%となっています。

◇産業別では、第 1 次産業及び第 2 次産業は実数・構成比とも減少傾向にあり、第 3 次産業は平成 22 年で分類不能が多く減少傾向を見せたものの、平成 27 年では回復しており概ね横ばい傾向で推移しています。

■産業別就業人口の推移

項 目	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)
第 1 次産業	2,049	6.4	1,439	4.5	1,405	4.4	967	3.1	876	2.9
第 2 次産業	11,898	37.3	11,293	35.3	10,656	33.7	10,154	32.4	9,531	31.2
第 3 次産業	17,863	56.1	19,241	60.1	19,333	61.2	18,885	60.2	19,358	63.4
分類不能	50	0.2	28	0.1	198	0.6	1,348	4.3	753	2.5
総 数	31,860	100.0	32,001	100.0	31,592	100.0	31,354	100.0	30,518	100.0

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

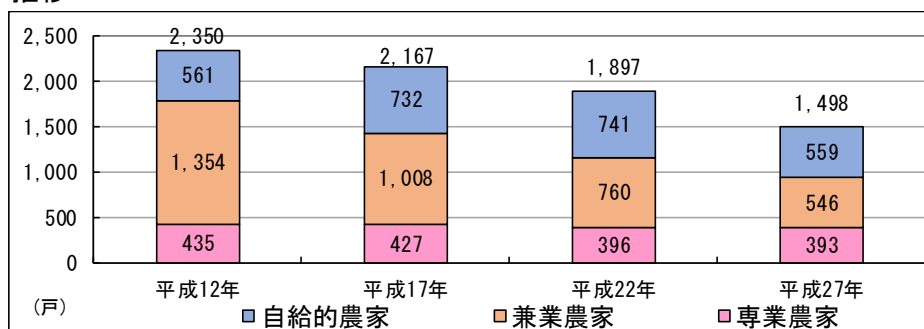
②農業

◇本市の農業は、米を中心にイチゴ、イチジク、菜花等の重点作物が生産されており、近年は多様化する消費者ニーズに合わせた多品種作物の作付け及び加工・販売方法の研究による 6 次産業化など、時代に対応した農業の展開に取り組んでいます。

◇本市の農業振興地域は、市域の 66%を占める 4,627ha が指定されており、耕地面積の約 9 割が水田で、稗田、今川、泉、今元の各地域には田園風景が広がっています。

◇農家数は、生産者の高齢化や後継者不足により減少が続き、特に兼業農家の減少が大きく見られ、担い手不足が大きな課題となっています。

■農家数の推移



資料：農林業センサス（各年 2 月 1 日現在）

③水産業

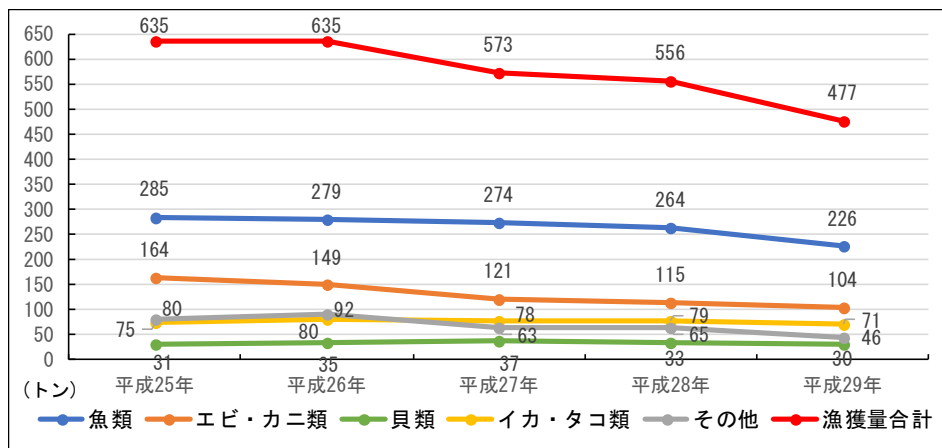
◇本市の水産業は、緩やかな海岸線を利用した海面養殖漁業を始めとして、定置網漁業・採貝漁業・小型底引き網漁業・刺し網漁業等さまざまな沿岸漁業を営んでいます。

◇本市には4つの指定管理漁港が存在し、全てが第1種漁港となっています。また、その漁港周辺は古くからの漁業集落が形成されています。

◇沿岸域は、発達した干潟域と砂質の海底を持つ浅海域となっており、魚介類の幼稚魚期の重要な育成場となっています。これにより、つくり育てる漁業を目指した資源管理型漁業が進められ、中間育成施設陸上キャンパスにおいて年数回クルマエビ・ヨシエビの中間育成による稚魚の放流や抱卵ガザミの再放流が行われています。

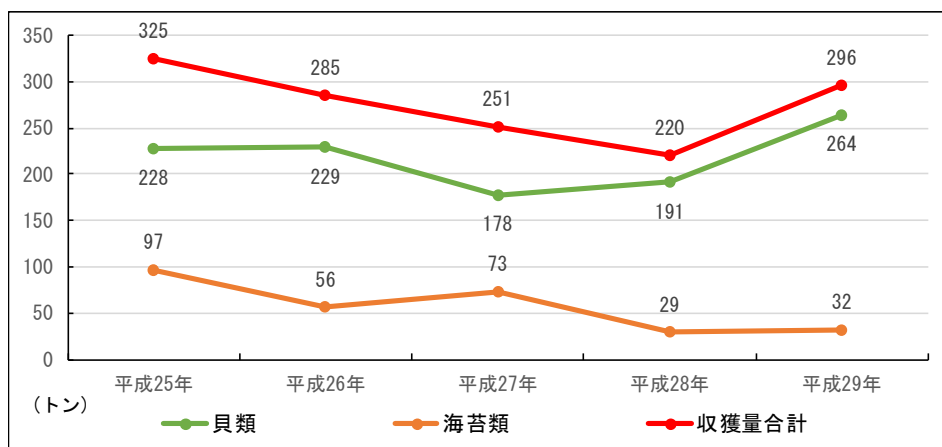
◇近年のカレイなどの海面漁獲量は、水産動植物の生育環境の悪化や若い就業者の減少、高船齢化の進行などにより魚類を中心に減少傾向にあります。養殖収獲量については、それまでの減少傾向から平成29年に貝類（カキ類）の伸びにより増加しています。今後も生育環境の改善及び資源の管理・回復、増養殖を進めていく必要があります。

■魚種別漁獲量



資料：海面漁業生産統計調査

■養殖魚種別収獲量



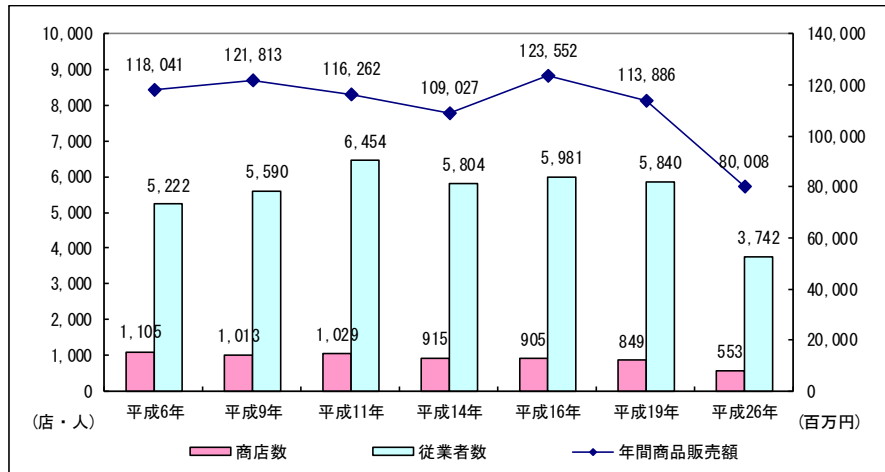
資料：海面漁業生産統計調査

④商業

◇本市の商業の状況について、商店数は一貫して減少傾向を示し、平成 26 年では 20 年前の約半数の 553 店となっており、空店舗の増加など買物空間としての賑わいや魅力に欠けたものとなっています。また、従業者数や年間商品販売額は、増減を繰り返しつつも平成 26 年には大きく落ち込んでいます。

◇今後は、大型店では求められない消費者が必要とする物・サービスを提供するなど、商業者の経営革新の推進を支援するとともに、商業地域の景観や道路などの周辺整備を進める必要があります。

■商業の状況



資料：商業統計調査

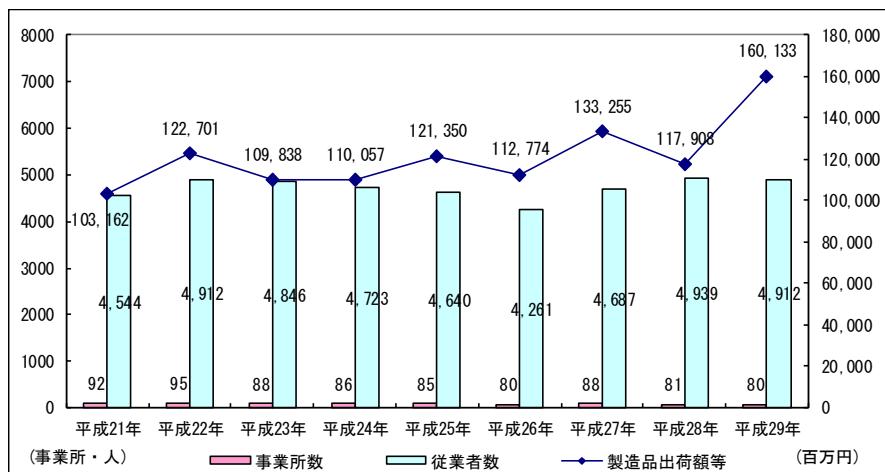
⑤工業

◇本市の工業は、自動車関連や電気機械関連である輸送用機械器具製造業及び電気機械器具製造業が主要産業となっています。また、小規模企業及び中小企業の比率が高く、経営の脆弱化が見られ、景気低迷等の社会状況の変化に大きく左右されます。

◇近年の工業統計を見ると、事業所数は増減を繰り返し、従業者数は平成 26 年までの減少傾向から近年は増加傾向に転じ、製造品出荷額等は 1 千～1 千 3 百億円の間で増減を繰り返していましたが、平成 29 年には 1 千 6 百億円に大きく伸びています。

◇今後は、産官学の一層の連携による中小企業の技術力・開発力の向上とともに、企業ニーズに対応した工業団地の整備や企業誘致の推進に取り組む必要があります。

■工業の状況



資料：工業統計調査（福岡県の工業）

(4) 土地利用

◇本市の土地利用について、田・畑の農地は、後継者不足等による荒廃農地の発生や郊外部での無秩序な宅地開発の影響を受け、年々減少しています。一方、宅地は一貫して増加傾向を示しています。

◇郊外部の無秩序な開発は、良質な田園環境の破壊につながるとともに、良好な田園景観をも消滅させてしまいます。今後も、都市計画制度や農業振興施策の活用により、環境保全や良好な開発へ向けた誘導が必要です。

◇J R行橋駅西口では、健全な市街地の形成と良好な住宅地の供給を目的として土地区画整理事業が完了しており、北九州への通勤圏として高層住宅が建ち並んでいます。

■土地利用の状況

項 目	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
田	2,042.1	29.2%	2,035.6	29.2%	2,025.5	29.0%	2,014.2	28.8%	2,003.9	28.6%	1,993.1	28.4%	1,981.1	28.3%
畑	337.4	4.8%	337.5	4.8%	335.8	4.8%	333.3	4.8%	332.9	4.8%	333.5	4.8%	332.0	4.7%
宅地	1,216.3	17.4%	1,227.0	17.6%	1,233.3	17.7%	1,238.7	17.7%	1,248.4	17.8%	1,260.0	18.0%	1,269.5	18.1%
原野	114.8	1.6%	114.5	1.6%	114.1	1.6%	115.4	1.6%	112.2	1.6%	112.2	1.6%	111.9	1.6%
山林	961.5	13.8%	954.0	13.7%	954.1	13.7%	954.1	13.6%	949.1	13.5%	948.8	13.5%	947.6	13.5%
雑種地	177.1	2.5%	180.4	2.6%	180.5	2.6%	186.4	2.7%	193.5	2.8%	193.5	2.8%	192.6	2.7%
その他	560.6	8.0%	559.4	8.0%	558.7	8.0%	580.3	8.3%	604.9	8.6%	605.1	8.6%	602.5	8.6%
非課税地 (公有地等)	1,573.2	22.5%	1,574.7	22.6%	1,581.0	22.6%	1,582.6	22.6%	1,560.0	22.3%	1,559.8	22.3%	1,568.8	22.4%
計	6,983.0	100.0%	6,983.0	100.0%	6,983.0	100.0%	7,005.0	100.0%	7,005.0	100.0%	7,006.0	100.0%	7,006.0	100.0%

資料：税務課

(5) 公園・緑地

◇都市公園は、街区公園7箇所(計1.23ha)、総合公園1箇所(21.30ha)、合計22.53haが都市計画決定され、平成31年3月現在、全てが供用されています。また、その他の公園では、街区公園23箇所(7.96ha)、都市緑地2箇所(0.97ha)が整備されています。

◇行橋駅周辺や市の南部で都市公園・緑地が少なく、身近な憩いの場として、市街地の景観形成に大きな役割を果たす景観資源として、計画的な整備が望まれています。また、市内に点在する史跡等を整備し、個性ある公園・緑地として活用することも検討する必要があります。

■都市公園及びその他の公園の整備状況

種 別	番 号	名 称	都市計画決定面積(ha)	供用面積(ha)
都 市 公 園	2・2・5001	神田町公園	0.09	0.09
	2・2・5002	上宮市公園	0.22	0.22
	2・2・5003	辰公園	0.10	0.10
	2・2・5004	長浜公園	0.20	0.20
	2・2・5005	今井公園	0.17	0.17
	2・2・5006	今元公園	0.34	0.34
	2・2・5007	草野公園	0.11	0.11
	総合公園	5・5・5001 行橋総合公園	21.30	21.30
	計		22.53	22.53
の そ の 外	街区公園	23箇所	-	7.96
	都市緑地	2箇所	-	0.97
	計		-	8.93
	合計		-	31.46

資料：都市政策課

(6) 道路

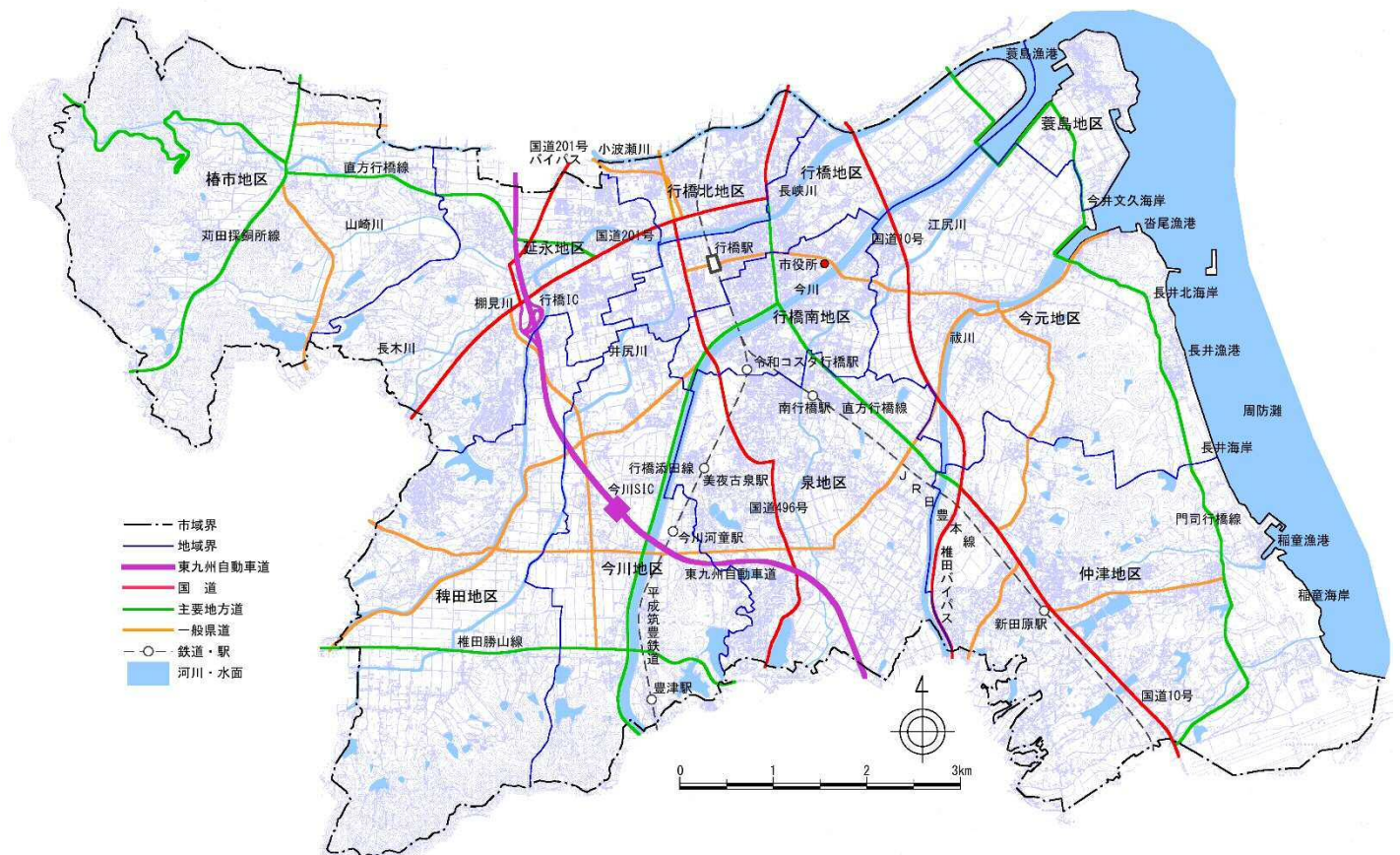
◇本市は、骨格となる道路として東九州自動車道の行橋 I C・今川 S I C（スマート I C）が位置するとともに、南北には国道 10 号、国道 496 号が、東西方向には国道 201 号が走るなど、北九州・大分・筑豊・福岡を結ぶ交通の結節機能を担っています。

◇今後は、東九州自動車道、国道 10 号バイパス、国道 201 号バイパスの計画幅員の確保や延伸整備など、幹線道路網の充実が求められています。

◇主要地方道門司行橋線などの臨海部南北交通網は、稲童工業団地などの産業活動を支えるとともに、貴重な海辺の自然環境と美しい自然景観を有する広域的なレクリエーションの場へのアクセスとして、ネットワークを強化する必要があります。

◇通学路や日常の生活動線を担う道路は、歩道の整備など安心・安全な交通環境の整備とともに、河川沿いの散策路や史跡を結ぶ散策路の整備など、良好な沿道景観の創出を目指す必要があります。

■幹線道路の状況



（７）都市計画区域と自然公園地域

◇本市の都市計画区域は、市域全体に指定されています。中心部には、都市機能の維持増進や住環境の保全等を目的とした11種の用途地域668haが定められており、建築物の用途・容積率・建蔽率及び各種の高さ制限が指定されています。また、本都市計画区域内は、区域区分制度（市街化区域と市街化調整区域）の適用がなされておらず、開発すべき部分と開発を抑制すべき部分が明確には区分されていません。

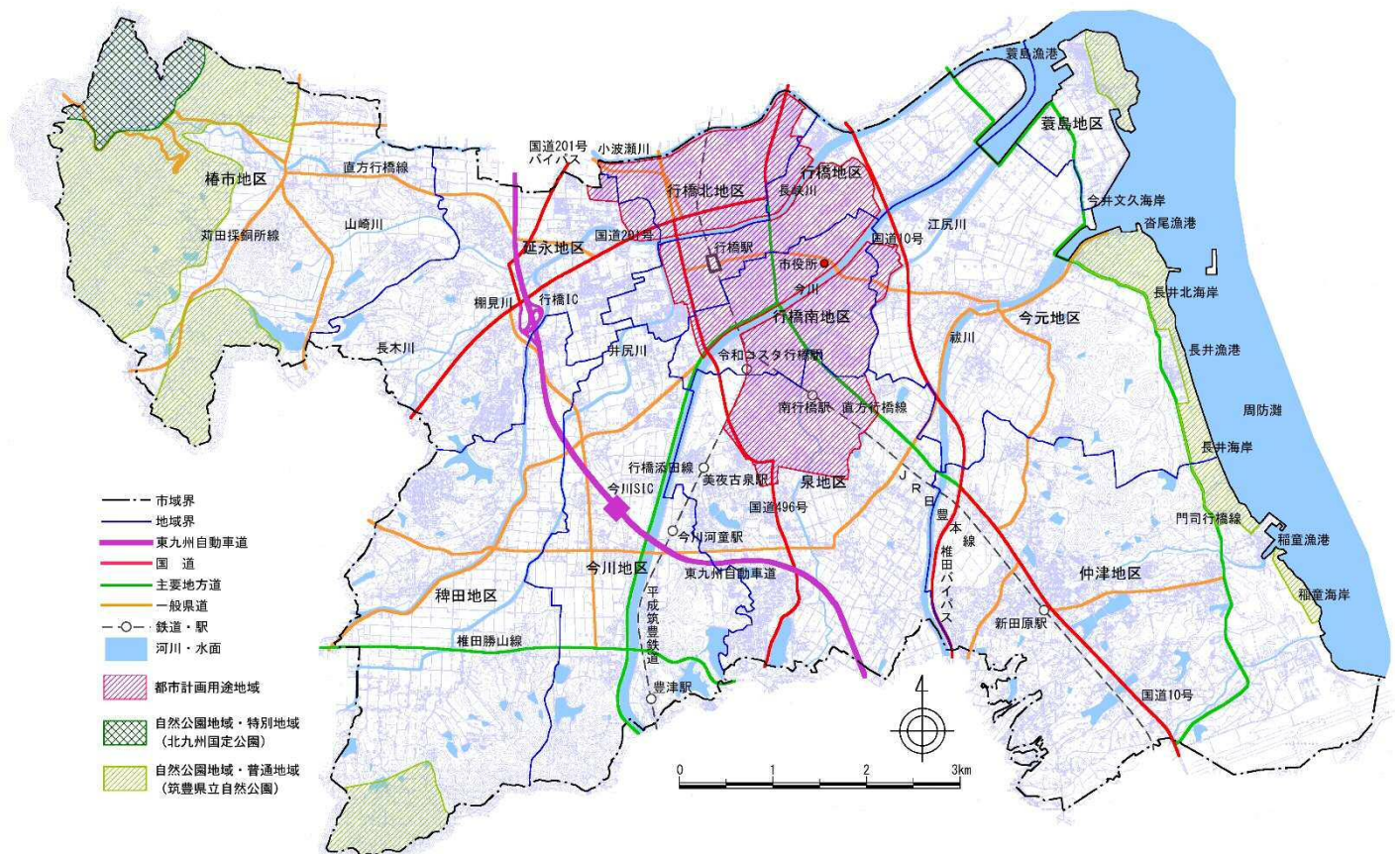
◇用途地域の指定内訳は、住居系が81.9%、商業系が14.2%、工業系が3.9%と、住居系の土地利用が多くを占めています。

◇市域の西部や南西部の山間地は、自然公園地域の特別地域（北九州国定公園）、自然公園地域の普通地域（筑豊県立自然公園）にそれぞれ指定されており、海岸部も筑豊県立自然公園に指定されています。なお、自然地域の特別地域は、風致の保護を図るために都市的・農業的利用等を行う開発行為を極力避けるものとしています。

◇市街地は、将来の人口減少を見据えて中心市街地の再生や周辺市街地の良好な開発の集約・誘導を図り、集約型都市づくりに向けたまとまりのある市街地を形成する必要があります。

◇美しい田園風景を形成する優良農地及び豊かな緑を有する山林・樹林地・水辺などは、周辺部に広がる恵まれた自然的環境の適切な保全や自然と共生した活用を図る必要があります。

■都市計画用途地域と自然公園地域



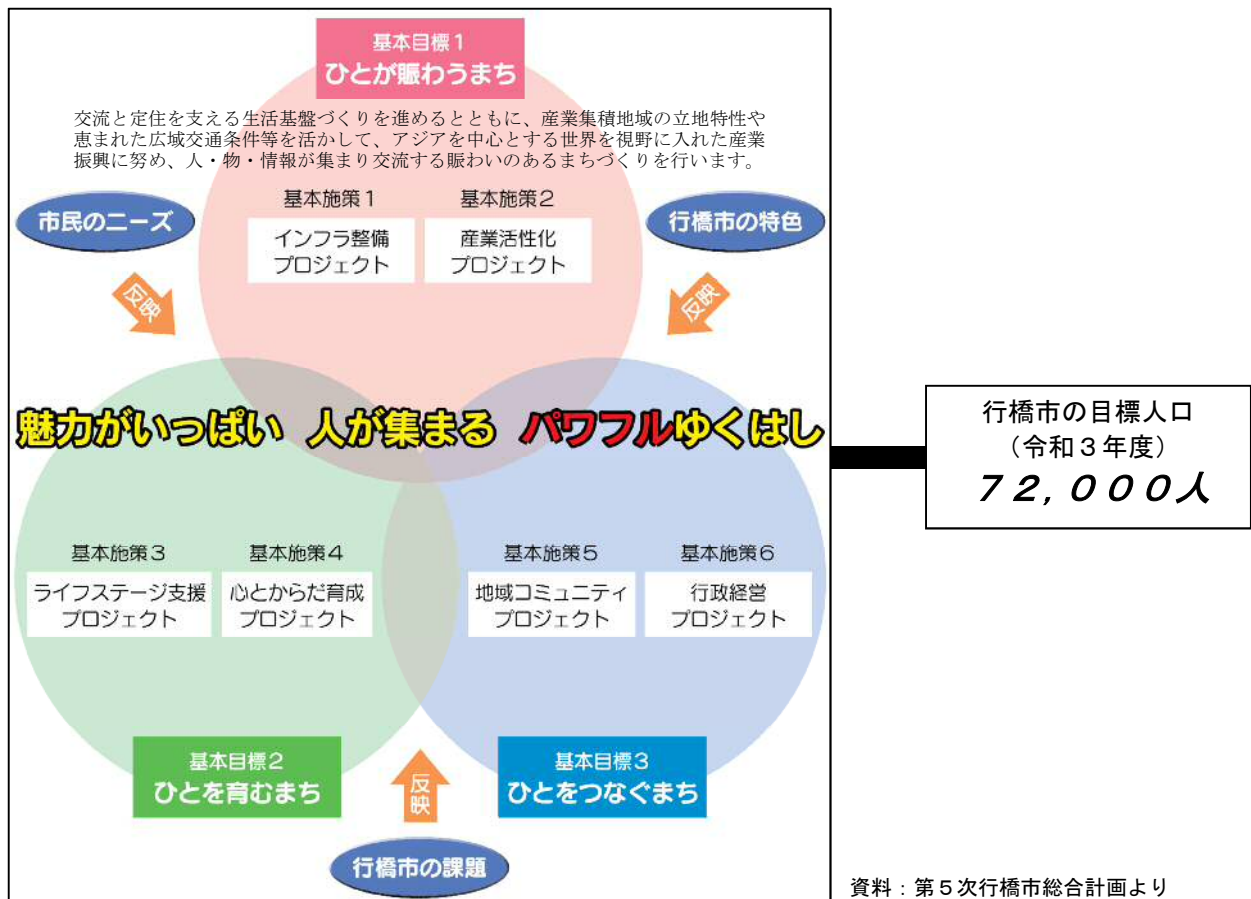
3. 関連計画の整理

(1) 第5次行橋市総合計画【平成24年度～令和3年度】(平成24年3月策定)

◇第5次行橋市総合計画【平成24年度～令和3年度】は、市民が強く願う「安心・安全のまちの実現」を今後の全てのまちづくりの基調とするとともに、豊かな自然の中で、農業・漁業の多様な特産物に恵まれていることや特色ある地域文化・歴史文化に囲まれていること等を活かして「魅力いっぱいのゆくはし」の実現を目指しています。また、全国でも有数の産業集積地域の中央に位置する立地特性や恵まれた広域交通条件等を活かして、日本はもとよりアジアを中心とする世界を視野に入れた「人・物・情報が集まり賑わう活力あるゆくはし」の実現を目指しています。

◇将来都市像「魅力がいっぱい 人が集まる パワフルゆくはし」を実現するため、以下に示す3つの基本目標、6つの基本施策を定めています。

■まちづくりの基本目標設定図と将来人口



■景観に関する施策

【基本方針】

○景観が市民の共有財産であることの重要性を認識し、緑のやまなみや水辺、田園等の自然風景と調和した景観づくり、歴史・文化を守り、育み、伝える風情ある景観づくり、個性ある交流拠点都市の活力と自然が共生した魅力ある町並み景観づくりについて積極的に推進します。

【主要施策】

○行橋市景観形成基本計画の推進

【目標指標】

○街の景観の美しさに関する市民満足度＝平成22年度(実績)32.1% ⇒ 平成28年度(目標)40.0%

■第5次行橋市総合計画の施策の体系図



資料：第5次行橋市総合計画より

(2) 北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(平成 29 年 1 月 24 日告示・福岡県)

- ◇都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下、「都市計画区域マスタープラン」という。)
は、都市計画区域を対象とした長期的な都市づくりの方向性を示すもので、「福岡県都市計画基本方針」に即し、広域的な視点から北九州都市圏域の都市計画に関する基本的な方向性と主要な都市計画の決定の方針を示しています。
- ◇本市は、北九州都市圏域の中で京築広域都市計画区域に位置し、この計画は概ね 20 年後の都市の姿を展望し、目標年次を令和 12 年(平成 42 年)としています。(但し、区域区分は 10 年後、都市施設及び市街地開発事業については、概ね 10 年以内を想定しています。)
- ◇以下に、景観に関する主要な都市計画の決定等の方針を掲げます。

■景観に関する主要な都市計画の決定等の方針

①都市構造の形成方針

- J R・平成筑豊鉄道行橋駅周辺を広域拠点と位置づけ、“拠点と公共交通軸による集約型の都市づくり”へと拡充を図り、便利な場所で暮らせる集約型の都市づくりを進める。

②土地利用に関する方針

- 土地利用に関する景観の形成に向けた対応として、河川等を含めた自然軸の形成を図るとともに、地域の共有財産である魅力的な景観を一体的に保全・活用することを目的とした「京築広域景観計画」等に基づく広域的な景観形成を進める。
- 都心部の商業業務地では、コンパクトで効率的な土地利用を図り、オープンスペースの確保や良好な都市景観の創出により、魅力ある都市空間の形成を図る。
- 新たな工場の受け入れは、工業団地等の工業地への集積を誘導し、周辺市街地との調和に留意する。
- 住宅地については、都市空間の有効利用を図る一方、オープンスペースの確保や防災性の向上を促進する。
- 郊外においては、計画的な開発により、緑と適正な空間が確保された住宅地を配置し、良好な住環境の維持・保全を図る。
- 市街地内における貴重な緑やオープンスペース、市街地周辺の身近な緑地や農地、自然地などの維持・保全・創造を行うことにより、自然と調和した市街地の形成を図る。
- 市街地内の樹林地や水辺と市街地を取り巻く里山などの緑は、環境保全機能の高い貴重な資源であるため、風致地区・緑地保全地区・保存樹林の指定、市民緑地制度の適用などにより緑の保全を図る。
- 公園緑化や道路沿道緑化、河川沿いの遊歩道等の整備を推進し、遺跡やレクリエーション拠点等の連結による水と緑のネットワークの形成を図る。
- 農用地区域を含む優良な農地については、農業生産の場としてその生産性の向上と保全を図る。
- 山林・森林については、景観形成・災害防止等、多様な公益的機能を発揮している重要な存在であることから、全般的な保全整備を図る。

③都市施設の整備に関する方針

- 地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川景観の保全や創出を図る多自然川づくりを進める。

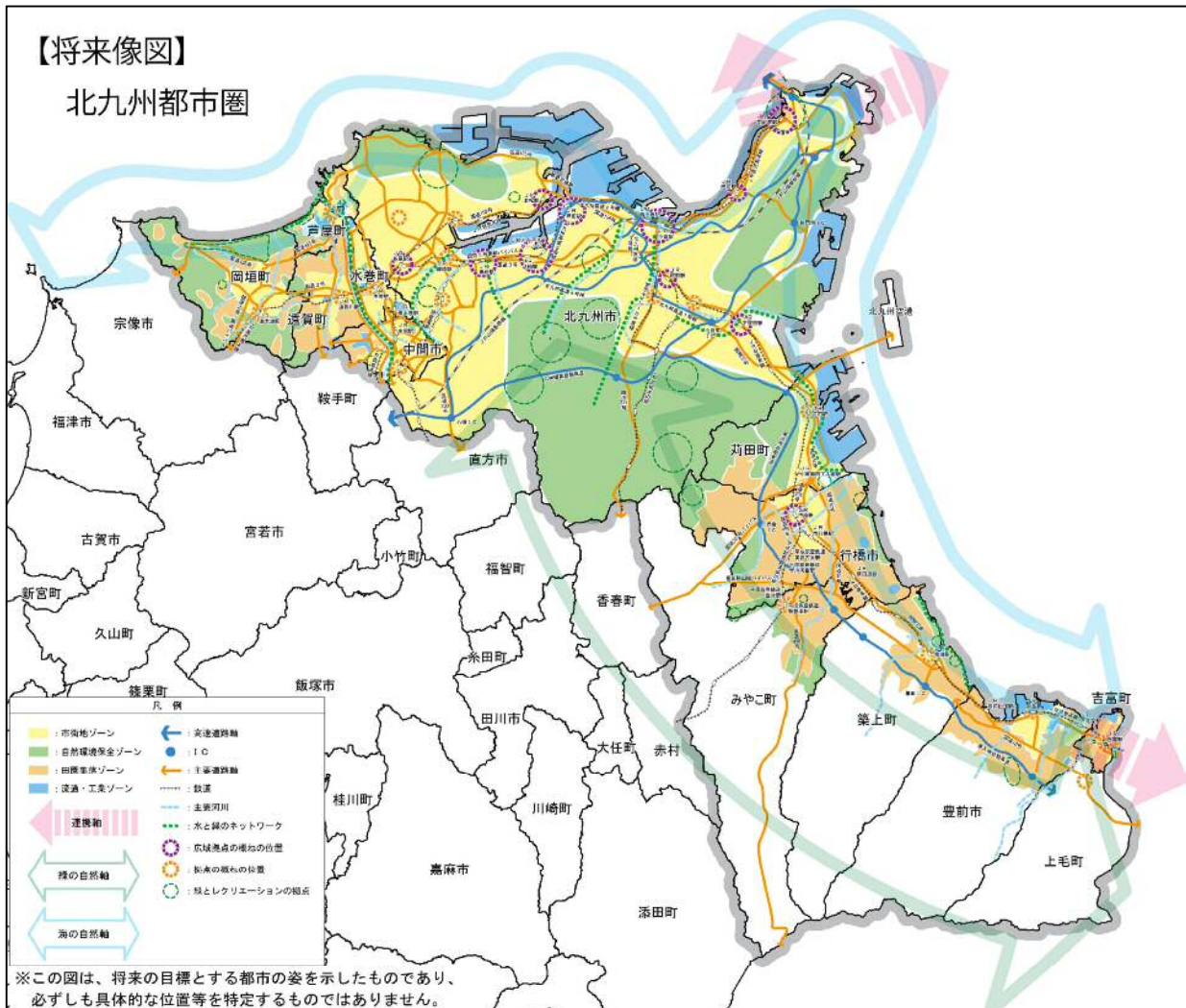
④自然的環境の整備又は保全に関する方針

- 郷土景観や地域らしさを構成する山地・丘陵地等の森林や、風の道となる河川など、県土の骨格となる緑の保全・活用を図る。
- 特に水と緑のネットワークとなる公園・緑地等、河川・海岸・湖沼・干潟等を利用して、魅力ある水辺空間や優れた自然環境・景観を構成する豊かな空間といった、公共空間などの整備・保全を図る。
- 市街地部の背景となる広大な山地や、幹線交通施設から望む緑、都市部を流れる河川などの適切な保全を図る。
- 豊前海沿岸は、残された美しい自然海岸、海の持つ生態系などの生物多様性や沿岸海域の水質の保全を促進する。
- 景観構成系統として、良好な自然景観及び自然環境を備える地域として、広大な山地を有し、これらの景観や環境に配慮した土地利用計画や都市施設の計画を図る。

⑤景観に関する方針

- 自然景観が豊富な本圏域らしさを醸成している良好な自然景観や調和のとれた良好な街並み景観及び歴史・文化的な景観の保全・育成を図る。
- 景観関連の自主条例や「福岡県美しいまちづくり基本方針」を踏まえつつ、「福岡県美しいまちづくり条例」に基づく各種施策を推進する。

■北九州都市圏の将来像図



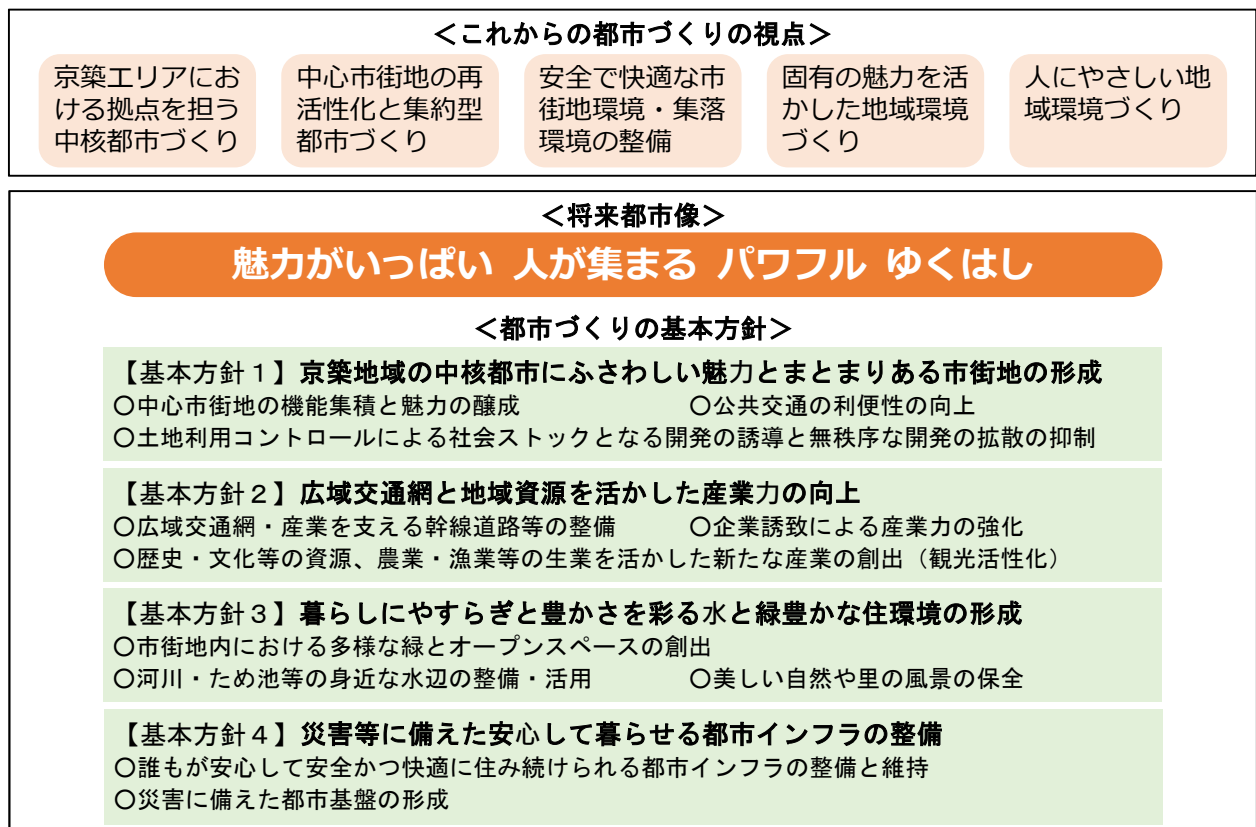
資料：北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針より

(3) 行橋市都市計画マスタープラン（平成 27 年 3 月策定）

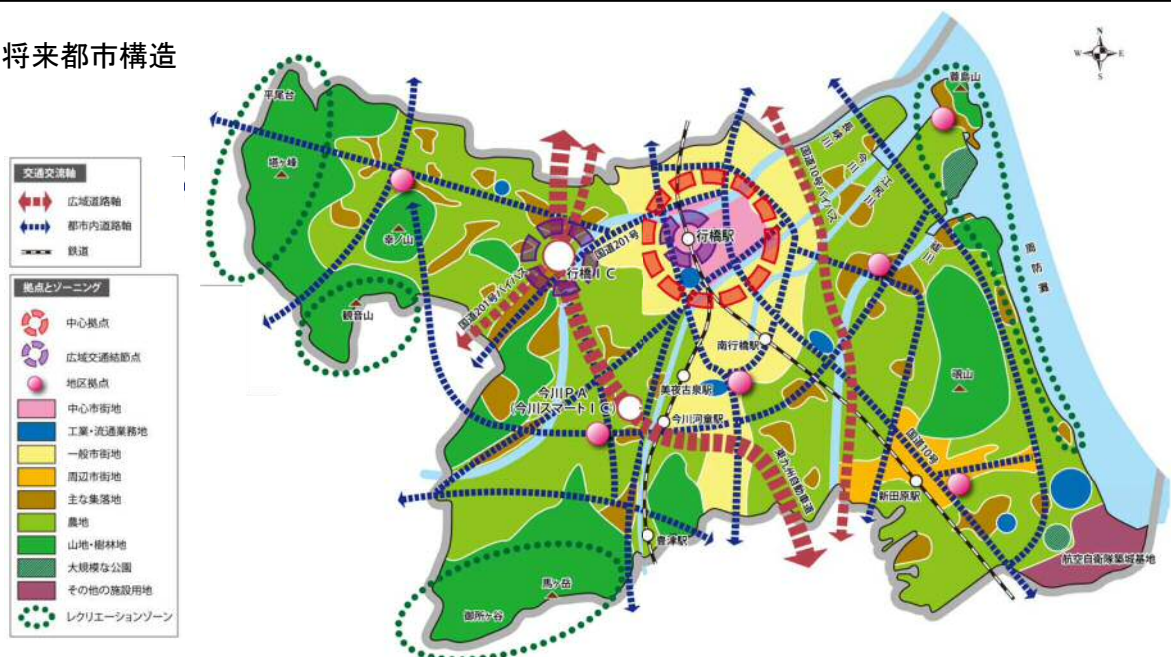
◇都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指し、市民に最も近い立場である市町村が、その創意工夫のもと市民の意見を反映し、都市づくりの将来ビジョンを確立するとともに、将来の目指すべき「都市」の姿を定めるもので、平成 27 年 3 月に策定されています。

◇計画期間は、概ね 20 年先を見据えた計画とするため、基準年次である平成 27 年（2015 年）から令和 17 年（2035 年）までとしています。

■これからの都市づくりの視点・将来都市像・都市づくりの基本方針



■将来都市構造



■景観形成の基本方針

＜景観形成の基本方針＞

緑のやまなみや水辺、田園等の自然風景と調和した景観形成

○平尾台へ続く遠景の緑のやまなみや丘陵地、広がりを見せる田園、市内をゆったりと縦貫して流れる河川、砂浜に穏やかな波が打ち寄せる海岸線など、本市の地形条件が風景の源となって、自然環境の豊かさを感じ取ることができます。環境と共生する本市の景観の基礎としてこれらの風景を守り、育て、直し、創る景観づくりを進めます。

歴史・文化を守り・育み・伝える風情ある景観の形成

○神社仏閣は古くから地域の中心として重要な景観を育んできました。また、旧飴屋門や旧百三十銀行など京築地域の中核として商業活動の歴史を感じることができる遺産が多く存在し、ゆとりある往時の雰囲気を残しています。これらを重要な景観資源として守り・育み・伝え、風情ある景観づくりを進めます。

個性ある交流拠点都市の活力と自然と共生した魅力あるまちなみ景観の形成

○本市には、交流拠点都市としての顔と安心した市民生活の場とが重層化し、言い換えれば、非日常と日常の二つの視点が存在することとなります。商店街活性化などの産業活動の活性化や安心と落ち着きのある住宅地の形成など、これらの視点の共通点や相違点を整理しつつ、市民と行政の協働による快適で魅力あるまちなみ景観づくりを進めます。

■景観類型別の景観形成方針

＜景観類型別の景観形成方針＞

①中心市街地ゾーン

- 商業活性化の促進とともに、歩行者空間の改善、建築物の正面デザインの魅力化を進め、賑わいのある魅力的なまちなみ景観の形成を図ります。
- 行橋駅は本市の交流玄関口の一つであり、駅西側から平尾台の山々の眺望をある程度確保するため、視点場の位置、建物の高さ規制、形態規制等の基準づくりの検討を視野に入れた中心市街地景観の形成に努めます。
- 歴史的・文化的景観資源の保全と回遊性を加味した活用により、舟路川散策道を活かした水辺景観の形成など個性ある市街地景観の形成に努めます。

②市街地ゾーン

- 電柱や架線の改善、屋外広告及び看板等の整序や市民の手による沿道の草花の植栽を進め、良好なまちなみ景観の形成を促進します。
- 公共施設のオープンスペースや公園の緑化を進め、開放的で緑豊かな景観の形成に努めます。

③住宅ゾーン

- 低層系の大規模住宅団地では現状の景観を維持し、古くからの既存住宅地では、生垣や宅地内植栽など豊かな緑を配して、落ち着きのある住宅地景観の形成に努めます。
- 赤煉瓦塀や宅地内植栽を活かした個性ある住宅地沿道景観の創出に努めます。

④田園・集落ゾーン

- 担い手育成や農村集落環境整備など農業施策の推進により、農地の荒廃を防止し田園・里山景観を保全します。
- 多くの生き物の生息・生育地となっているため池を身近な水辺景観として保全します。

⑤山地・丘陵ゾーン

- 緑のランドマークや景観資源の背景となる山地・丘陵地の自然環境保全や緑の育成を図り、四季折々の表情を持つやまなみ景観の形成に努めます。
- 自然公園に指定されている区域では、開発等を極力避け、生態系の保全と風致の保護を図ります。

⑥道路軸

- 観光ルートなど交流の基盤となる道路において、劣悪な屋外広告や看板などの景観阻害要因を排除し、良好な沿道景観の形成を図ります。
- 歴史的なまちなみが残る県道沓尾大橋線は浄喜寺や須佐神社など、点在する歴史的景観資源を回遊する景観軸として検討・整備し、歴史的なまちなみ景観の形成を図ります。
- 幹線道路の市境界線付近は、本市への玄関口となるため、沿道の景観阻害要因を除去し、緑豊かな並木や照明、サイン等の計画を進め、ゲートとして魅力ある沿道景観の形成を図ります。
- 田園風景や遠景の山々を保全するとともに、看板等の景観阻害要因を排除し、沿線景観の保全を図ります。

⑦河川軸

- 河川と河畔道路が一体となり、連続性のある水と緑の河川景観の形成を図ります。
- 憩いの場として親水機能を高めた多自然型の水辺空間の創出に努めます。

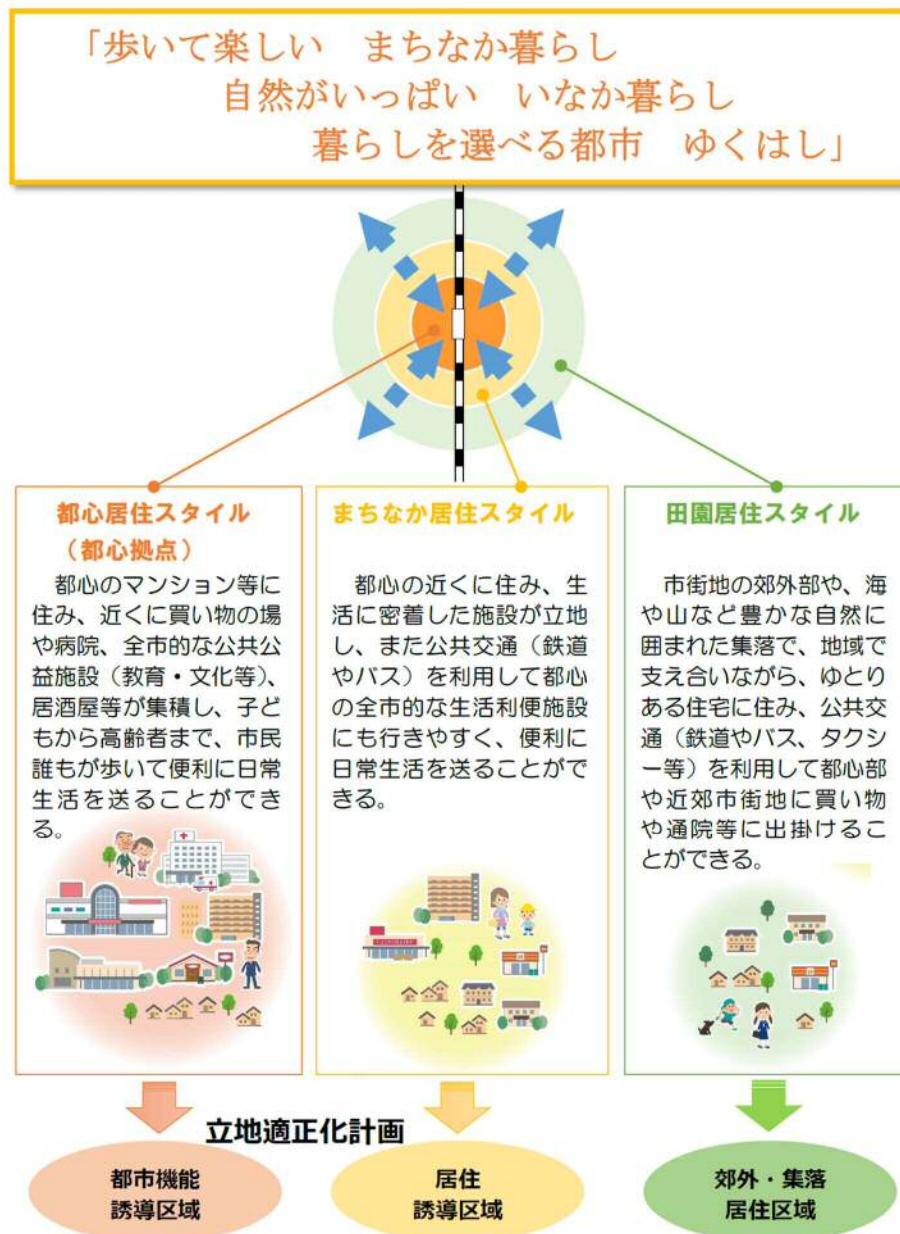
⑧海岸軸

- 憩いの場となる海岸や周辺の緑を保全し、個性的な海辺景観の創出に努めます。

(4) 行橋市立地適正化計画（平成 31 年 3 月策定）

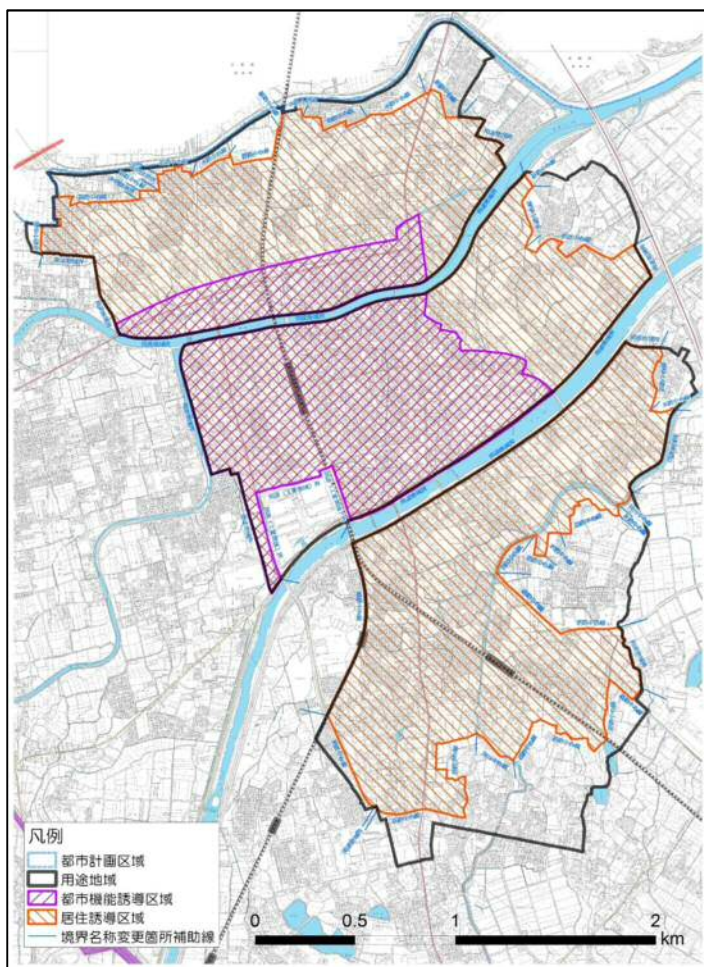
- ◇行橋市立地適正化計画は、平成 26 年 8 月に「都市再生特別措置法」が改正され、市町村が住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図る計画を作成することができることとなり、人口減少や高齢化が進展していく中で、まちのかたちはどうあるべきかを都市構造の観点から将来への対応を考えていく計画です。
- ◇平成 28 年度（平成 29 年 3 月）に都市機能誘導区域、平成 30 年度（平成 31 年 3 月）までに居住誘導区域を設定し、目標年次は概ね 20 年先を見据えた「行橋市都市計画マスタープラン」と同じ令和 17 年（2035 年）までとしています。
- ◇将来都市構造の形成によって、市内の住む場所によって大きく 3 種類のライフスタイルを選択できる都市「ゆくはスタイル」の実現を目指すこととし、実現にあたって立地適正化計画を活用します。

■ゆくはスタイルの配置イメージ



◇「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の構築を推進するため、都市機能誘導区域内への生活利便施設等の維持・誘導及び、居住誘導区域内の一定の人口密度の確保、各拠点間を結ぶ公共交通の充実を総合的に展開するための施策を以下のように示しています。

■誘導区域設定図



■誘導施策

1. 都市機能誘導施策

- ①都市機能の集積等による市街地の活性化
- ②誘導施設に関する公有不動産の斡旋
- ③特定用途誘導地区等の設定
- ④空き店舗等の活用

2. 居住誘導施策

- ①居住の誘導による市街地の活性化
- ②居住機能の誘導に関する公有不動産の斡旋
- ③定住の促進・空き家対策
- ④都市インフラ等の整備

3. 郊外・集落居住区域の施策

- ①観光地等の整備
- ②農漁業の振興
- ③企業誘致の取り組み
- ④特定用途制限地域の設定

4. 公共交通の形成及びアクセス機能強化に向けての施策

- ①ひとで賑わうまちづくりを支える公共交通の機能強化
- ②利用しやすい公共交通の実現
- ③持続可能な公共交通へ向けた取り組みの充実

(5) 都市再生整備計画（第6回変更）行橋地区（平成31年1月）

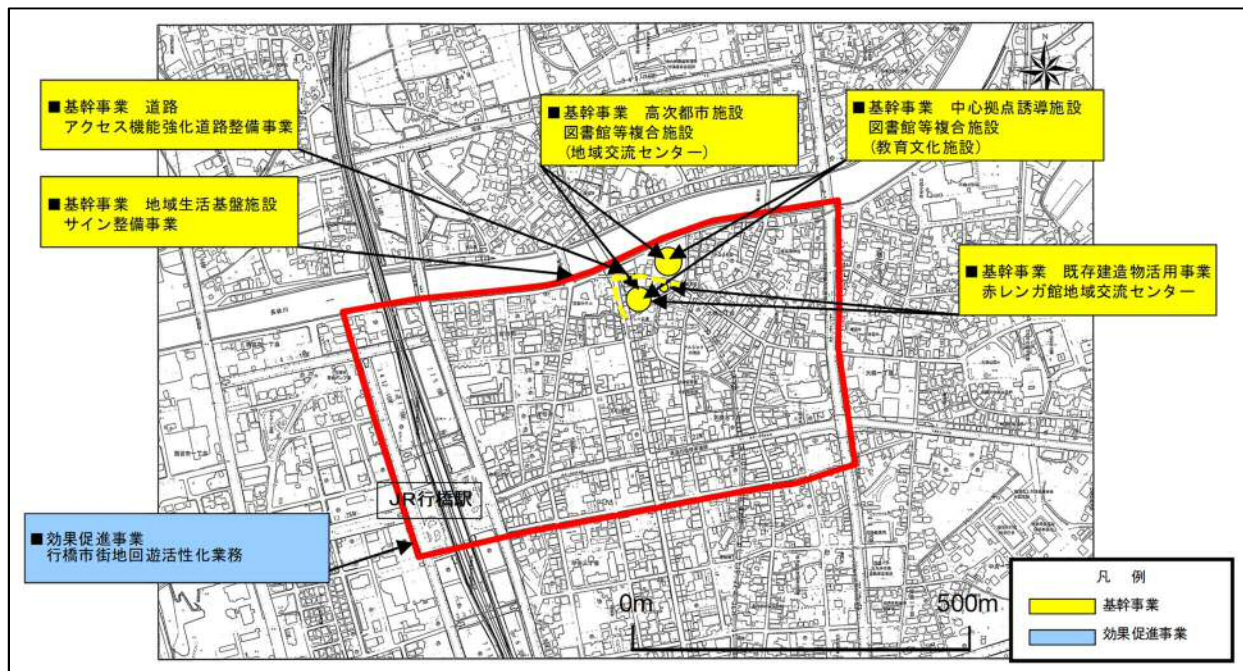
（都市再構築戦略事業（人口密度維持タイプ））

◇本市では、教育や文化に触れる機会やコミュニティの場を創出し、定住を促進するまちづくりを進め、「ひとが集まる」まちとして駅を中心に集約型都市づくりによる賑わいのある中心市街地の形成を図るため、都市の再構築戦略事業を計画しています。

■都市再生整備計画（第6回変更）行橋地区の概要

- ◆地区名：行橋市行橋地区（都市再構築戦略事業）
- ◆地区面積：28ha
- ◆計画期間：平成27年度～令和2年度（平成32年度）
- ◆目標：
 - 目標1：公共施設と公共交通の利用促進が連携した中心市街地の賑わいの再生
 - 目標2：歴史的資源を活用した魅力の向上
 - 目標3：子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、生涯学習を通じ、集まり、育ち、つながる交流の場の提供
- ◆目標を達成する上で必要な「中心拠点誘導施設」「生活拠点誘導施設」「高齢者交流拠点誘導施設」の考え方：
 - 中心市街地に「中心拠点区域」を設定し、区域内にある公有地及び隣接する私有の低未利用地を活用し、現図書館の移転を前提とした中心拠点誘導施設を整備する。
 - 図書館は、現図書館では配架できない図書を新たに追加することができ、市民ニーズに対応した図書館の整備ができる。
 - 跡地については、多目的ホールと歴史資料館の複合施設内の一部スペースとなるが、今後、ワークショップ等で地元の意見を集約しながら検討を進めていきたい。
 - 民間事業者に対しては、市有地について定期借地権、適用可能な補助事業の活用等により事業計画の向上の支援を行う。
 - 図書館と隣接する赤レンガ館については、地域交流センターとして一体的な整備をすることで、相乗的な利用促進効果が得られ、歴史的資源を活用した魅力の向上に寄与し、地域全体のイメージ向上や賑わいの再生につながる。

■整備方針概要図



（６）京築広域景観計画（平成 23 年 12 月・福岡県）

◇福岡県と京築地域の 2 市 5 町は、京築地域の景観の保全・活用の取り組みを進めるため、平成 21 年 3 月に「京築広域景観基本方針」を策定しました。

◇その後、平成 22 年 5 月には、京築地域における景観形成を総合的に進めるための役割を担うマスタープランとして、「京築広域景観テーマ協定」を締結しました。

◇こうした広域的な景観形成をさらに推進するため、京築広域景観テーマ協定で掲げたテーマの実現を目的として景観法を活用した「京築広域景観計画」を策定しています。

◇対象区域は、京築地域の行橋市、豊前市、荏田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町の区域とし、景観法に基づく「良好な景観の形成に関する方針」「景観形成基準」「協働して守り育てる景観の保全・整備」については景観行政団体（行橋市、豊前市）を除いています。

◇以下に京築広域景観計画の概要を掲げます。

■広域景観の特性



●北豊連山と豊前海がつながる京築の原風景

山並み、谷筋、丘陵、平野、海といった地形が広域的につながることによって大地形を形成し、京築地域の景観を特徴づけています。

●往來の文化が伝える京築の歴史の景観

各時代・各地域で育まれてきた歴史や伝説、人々のいとなみ等のみちのつながりがもたらした文化と歴史資源が数多く点在しています。

●清流が育む京築のなりわい文化の景観

清流やため池等の「水」のつながりは、五穀豊穡を願う松会や神幸祭、神楽等の独自の伝統や文化、祭礼行事を生み、個性的で文化的な景観を形づくっています。

■京築広域景観計画の役割

＜計画の役割＞

- ①市町の境界を越え、相互に連携しながら、調和と整合を図る計画
- ②京築地域の市町における独自の景観まちづくりの取り組みを支援する計画
- ③景観資源を活かした地域の活性化を促進する計画

■計画のテーマと良好な景観の形成に関する方針

みち文化と清流文化の連帯が奏でる“豊姫の国”の景観

＜目標＞

- 目標 1：北豊連山と豊前海の大地形を望む 眺望の景観づくり
- 目標 2：歴史が重なりあう みちの景観づくり
- 目標 3：豊かな恵みを育む 清流の景観づくり
- 目標 4：人々のいとなみを伝える 文化の景観づくり

＜方針＞

方針 1：絵になる眺望景観を守り育てます

○住民やまちづくり団体等と協働して視点場からの景観を絵になる眺望景観として守り育てます。

方針 2：自然が移り変わる景観を守り育てます

○幹線道路や鉄道の車窓から眺望できる平地部から丘陵地、山並みへと自然が移り変わる景観を守るために、背景となる自然景観への連続性に配慮した景観づくりを進めていきます。

方針 3：みちが伝える歴史景観を守り育てます

○歴史的資源の中で地域の景観を特徴づけているもの、地域で親しまれているものは、共有の財産として認識し、様々な主体が協働してその保全に努めるとともに、地域に眠っている歴史的な由来や言い伝えを掘り起こし、景観づくりに活かしていきます。

方針 4：みちでつながる景観を守り育てます

- 主要な幹線道路とその沿道の建築物等によって形成される道路景観を一体的に捉え、市街地、田園等、沿道の特性に応じた景観づくりを進めていきます。
- 地域の身近な道路においては、花壇や街路樹の手入れや歩道の清掃活動等を地域住民や企業等が主体となって進めていきます。

方針 5：多様な生態系を育む豊かな自然景観を守り育てます

○豊かな生態系に支えられた自然景観を守り、後世に引き継いでいくために、周辺環境と調和する景観づくりや川と水辺の環境の保全に取り組みます。

方針 6：豊かな恵みがもたらすなりわいの景観を守り育てます

○人々の暮らしが形づくるなりわいの景観を、担い手の育成や地域住民や NPO 等との連携による棚田の保全再生や耕作放棄地の活用、特産品のブランド化等により、守り育てます。

方針 7：人々のなりわいとともに関わる祭礼景観を守り育てます

○祭礼景観を後世に引き継いでいくために、担い手の育成や地域が連携した情報発信等の取り組みを進めます。

◇京築地域は山並み、河川、田園、海等の広域的に連続する景観を共有しており、修験道や歴史的建造物等地域の歴史や文化を伝える景観資源が市町界を越えて多数存在しています。

◇京築地域に見られる6つの景観を同じような景観特性や景観形成の方針を有する領域ごとに区分して景域・軸を設定しています。

■景域・軸の設定と景観形成方針

6つの景観		景域・軸	景観形成方針
山の景観	豊かな自然環境を有する山並みと周囲の自然環境と調和した集落地で構成	山と谷筋の景域 山、谷筋の集落地	・自然景観の保全、継承 ・山並みや谷筋と一体となった集落地景観の保全、継承
谷筋の景観			
田園の景観	平野部に広がる良好な田園と豊前海で構成	田園と海の景域 丘陵部、平野部、海浜部の田園及び集落地	・海、山並みを背景とする田園景観の保全、継承 ・集落地景観の保全、継承 ・砂浜、松林等の海浜景観の保全、継承
海の景観			
市街地の景観	戸建住宅や中高層の共同住宅、幹線道路沿道に立地する商業施設等で構成	住宅・商業市街地の景域 平野部の市街地 ・苅田町市街地 ・吉富町市街地 ・築上町市街地	・まとまりや潤いのある住宅市街地の形成 ・賑わいの感じられる商業市街地の形成
	大規模な工業施設で構成	工業市街地の景域 平野部の工業地 ・苅田町の工業地 ・吉富町の工業地	
みちの景観	地域内外をつなぐ主な幹線道路	みちの軸 ※対象区域は、以下に示す道路の道路境界線から30mの範囲となります。 一般国道10号、一般国道201号、一般国道496号、東九州自動車道、椎田道路、主要地方道豊前万田線、主要地方道吉富本耶馬溪線、主要地方道門司行橋線、主要地方道犀川豊前線、主要地方道行橋添田線、主要地方道椎田勝山線、主要地方道苅田採銅所線	・連続性の感じられる良好な沿道景観の形成

（７）行橋市海岸地域観光振興基本構想（平成 27 年 3 月策定）

◇本市東側の海岸地域は、南北約 9 km にわたって海岸線が延び、蓑島、杓尾、長井、稲童の各地域にはそれぞれ特徴ある個性が見られます。観光振興には、これらの地域資源の活用が欠かせないことから、本市では海岸地域の観光振興のイメージを共有するとともに、一体となって「食べる」・「観る」・「遊ぶ」・「学ぶ」を兼ね備えた総合的な観光拠点づくりに取り組んでいくため、平成 27 年 3 月に「行橋市海岸地域観光振興基本構想」を策定しています。以下に、その概要を掲げます。

■基本理念

朝陽を浴び、海辺や山の自然を感じ、体を動かし、そして食を楽しむ「ゆったりとしたビーチライフ」の空間

■実現へ向けた観光振興の視点

食べる
買う

- 新鮮でリーズナブルな海の幸が提供される施設の展開
- 地場産品をアレンジしたスローフードの展開

遊ぶ
運動する

- 活発で健康的な声飛び交うビーチスポーツの展開
- スポーツチームが伸び伸びと練習する滞在型スポーツ合宿の展開

観る
学ぶ
憩

- 海・山・花などの豊かな自然景観の展開
- 歴史文化的資源を活かした回遊型観光の展開
- 全国の航空機ファンや歴史好きが集まる拠点の展開

■取組みの方向性

①オンリーワンの資源（食）で人を惹きつける

豊前海一粒牡蠣や豊前本ガニなどの豊前海オリジナルブランドの食材をはじめ、本市の特産品であるいちじくやクルマエビ、新鮮な魚介類、豊富な果樹などの食の資源を活かし、人を惹きつけ、魅力ある海岸地域を形成していきます。

②食だけではなく、ビーチスポーツなどの体験型観光を展開

食だけではなく、砂浜を活かしたビーチスポーツ、スポーツ施設の集積を活かした体験プログラム、地域に点在する歴史文化的資源を学び海岸部の美しい景色を楽しむウォーキングイベントなど、世代やニーズに応じて多様な楽しみ方ができる体験型観光を展開します。

③食や体験を結びつけ、滞在型の空間づくりへと発展

食や体験を“点”で楽しむだけではなく、地元の食材を活かした食事・美しい海辺の風景を楽しむながらの散策、新鮮な魚介類の買い物、ビーチスポーツを観戦しながらの地元の食材を活かした食事、合宿における地元の食材を活かした食事の提供や砂浜の利活用など、食や体験を結びつけ、観光地として面的な広がりのある滞在型の空間づくりへと発展させます。

④地元を巻き込み、新たな雇用創出や移住などの地域づくりを支援

取組みの実行に際しては、観光地として成功している地域にみられるように、地元の主体的な参画が不可欠であることから、地元を巻き込みながら取組みを推進していきます。また、海岸地域の観光振興が新たな雇用創出や地域に対する愛着の醸成、定住や移住に対する関心の向上に寄与するよう、地域づくりの一環として取組むとともに、行政はその支援を行います。

■基本方針

海岸地域における観光地形成として、まず、観光客が訪れるきっかけとなり観光の目玉となる拠点を つくる必要があります。それに合わせ、おもてなしやサービスなど、拠点を支えるソフト面での取組みも必要です。

海岸地域一体を観光地にするためには、拠点づくりだけにとどまらず、拠点間を結ぶネットワークの形成により、面的な広がりを持たせることが重要です。

同時に、海岸地域へのアクセスの強化や情報の発信を行いながら、観光地形成を進めていく必要があります。

基本方針1

海岸地域を十分活かした個性と魅力の高い観光拠点を形成する

1 多彩な食の資源を活かした海幸山幸交流拠点の形成【菟島地域】

菟島地域において、主に高齢層をターゲットにした海鮮料理を「食べる」、地元の農水産物を「買う」ことができる観光拠点を形成します。(冬を中心に通年)

2 総合公園を活用したスポーツ合宿拠点の形成【菟島地域（行橋総合公園）】

総合公園周辺において、大学生や企業などのアマチュアスポーツや研修をターゲットにした合宿拠点を形成します。(通年)

3 守田菟洲旧居などを活かした歴史文化拠点の形成【沓尾地域】

沓尾地域において、市民や歴史文化好きの観光客をターゲットにし、守田菟洲旧居や松山神社、石切場、姥が懐などを活かした歴史文化拠点を形成します。(通年)

4 ビーチを活かしたビーチスポーツ交流拠点の形成【長井地域（長井浜）】

長井浜において、主に若年層をターゲットにしたビーチサッカーやビーチバレーなどのビーチスポーツを楽しむことができる観光拠点を形成します。また、ビーチの風景を眺めながらの地産地消の食事や、読書やヨガなどの趣味を楽しみ、一日をゆったりと過ごすことができる観光拠点を形成します。(夏を中心に通年)

5 築城基地や掩体壕、古墳群を活かした交流拠点の形成【稲童地域】

稲童地域において、航空機ファンなどをターゲットにした築城基地や掩体壕、古墳群を活かした交流拠点を形成します。(秋を中心に通年)

基本方針2

地域特性に配慮した一体的で魅力的な景観を形成する

菟島地域の漁村集落、菟島・長井海水浴場、豊かな森林、四季折々の草花などの景観資源について統一感をもたせ、海辺の風景や街並みを楽しみながら「散歩できる」景観を形成します。

1 海辺や集落の街並みを活かした景観形成

2 花・緑を活かした景観形成

3 航空機を活かした景観形成

基本方針3

広域からスムーズにアクセスでき、拠点を結ぶネットワークを形成する

東九州自動車道、国道10号などの広域ネットワークから海岸地域へ分かれやすい道路標識等により容易にアクセスが可能となり、観光拠点間の回遊性を高め、拠点同士を結びつけるネットワークを形成します。

1 海岸地域までのアクセスの充実

2 海岸地域内におけるネットワークの充実

3 海岸地域と他の観光拠点とを結ぶネットワークの充実

基本方針4

地元のコンセンサスが得られる実現性の高い事業体制を構築する

行橋市における観光振興に対して、地域住民や関係者の参画意識を醸成し、主体的で組織的な事業の実施体制を構築するとともに、地元関係者以外にも民間の資本等を導入し、新たな観光振興の担い手との連携を推進します。

1 事業の推進体制の構築

2 民間活力等の導入

基本方針5

地元主体のおもてなし等のソフト施策を展開する

地元が主体となり、施設の利用者や観光客に対しておもてなしの心を持った質の高いサービスを提供し、地場産品をアレンジした新たな行橋オリジナルの観光商品や新メニューの開発などのソフト施策を展開します。

1 観光客を受け入れるサービスの充実

2 住民主導の観光振興

基本方針6

海岸地域の戦略的なPRを展開する

メディアやインターネットなどを活用した効果的な広報戦略を実施します。

1 メディアや誌面を活用した情報発信

2 インターネットを活用した情報発信

3 海岸地域でのイベントを通じた情報発信

基本方針7

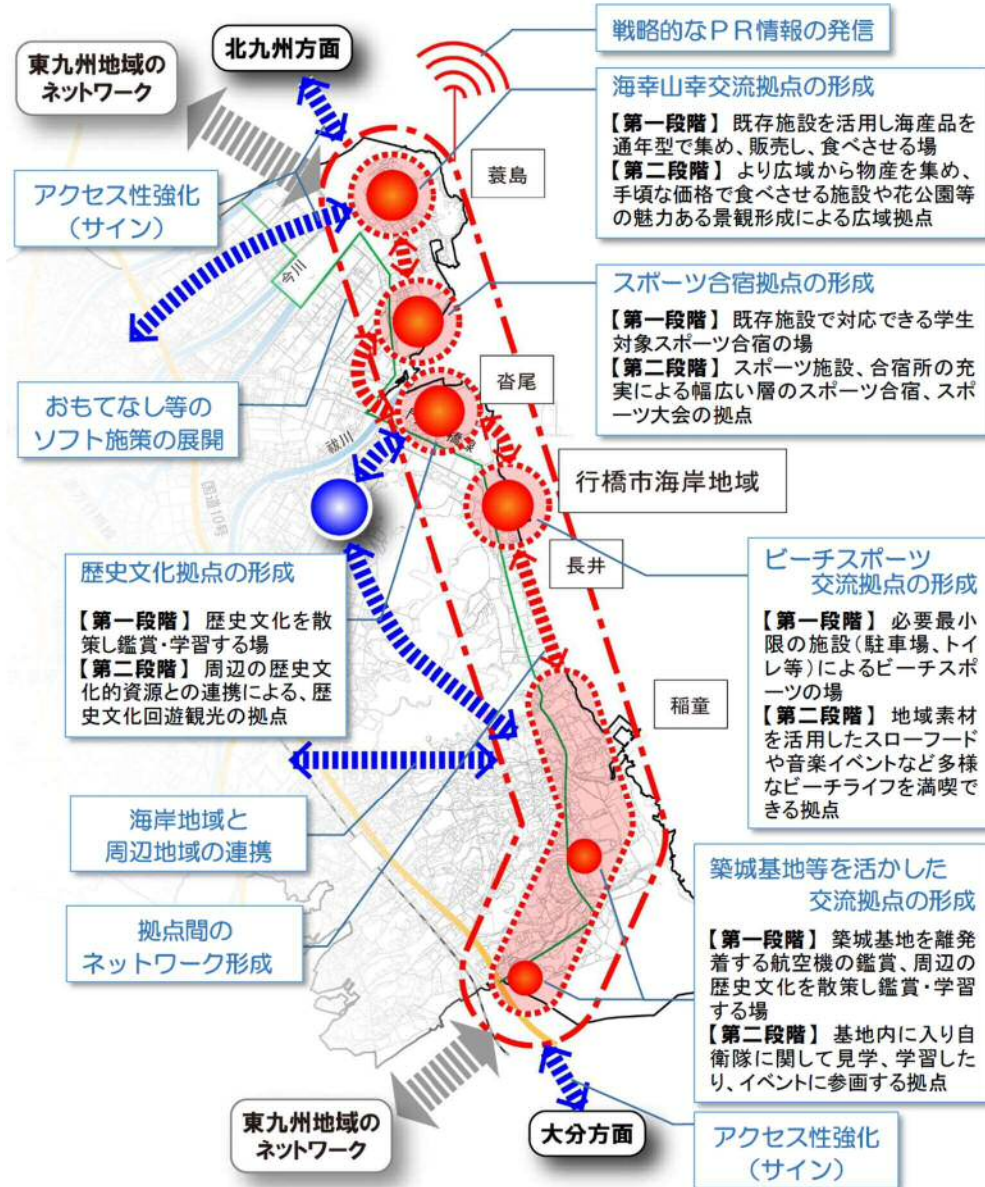
時間軸を意識した、段階的で戦略的な観光地形成を図る

適正な運営計画の照査と事業結果の監査を行うとともに、事業効果の高い施策に対して優先的に投資を行うなど、段階的で戦略的な観光地の形成を図ります。

1 事業効果の高い施策の適切な把握

2 将来性の高い施策への優先的な投資

■観光拠点形成の段階的な取組みのイメージ



■リーディングプロジェクト

①行橋の食を活かした交流拠点づくりプロジェクト

養島地域において、行橋が誇る海の幸（豊前海一粒牡蠣、豊前本ガニ、クルマエビ、マテ貝などの水産物）や山の幸（いちじくや菜種油など）を活かし、食の魅力を高め、年間を通じて食事や休憩、買い物、さらには散策もできる、回遊型の拠点づくりを行います。

③歴史文化拠点づくりプロジェクト

杵尾地域において、守田養洲旧居、松山神社、石切場、姥が懐などの歴史文化的資源を活かし、歴史文化を学ぶことができる体験型の拠点づくりを行います。さらに、杵尾地域と今井～元永地区の歴史的な町並みや須佐神社、稲童地域の古墳群などとの連携強化を図ります。

⑤稲童“平和”プロジェクト

稲童地域において、築城基地や掩体壕などを活かした平和学習拠点を形成します。また、戦争史跡を解説する平和ガイドを育成し、来訪者に案内を行います。

②行橋総合公園を活かした合宿拠点づくりプロジェクト

体育館、武道館、弓道場、テニスコート、多目的グラウンド等の多様なスポーツ施設や研修センター等の宿泊施設を活用し、スポーツや企業研修等による合宿としての利用促進及び合宿地としてのイメージの定着を図ります。

④長井浜ビーチスポーツプロジェクト

長井浜において、砂浜を活かしたビーチサッカーやビーチバレーなどのビーチスポーツを楽しむことができる観光拠点を形成します。また、ビーチスポーツだけではなく、海辺の風景を眺めながら、食事をしたり、読書やヨガなどの趣味を楽しんだりしながら一日をゆったりと過ごすことができる空間づくりを進めます。

⑥海岸地域のネットワークづくりプロジェクト

海岸地域に点在する観光拠点をつなぎ、観光拠点間の回遊性を高め、海岸地域が一体の公園となるような空間づくりを進めます。